

20140904 士業ビジネス研究会\_議事録

テーマ クラウドファンディングの法制度と税務

発表者 茂木正光さん（行政書士・司法書士）

阿部尚武さん（税理士）

日時 2014年9月4日 19時00分～20時50分

場所 東京・竹橋 ちよだプラットフォームスクウェア

参加者 8人（会社役員、会社員、ITコンサルタント、大学院生、司法書士、行政書士など）

共催 オンライン法務部

## 「クラウドファンディングと法制度」

### 1. クラウドファンディングとは？

クラウドファンディングはネット（群衆＝クラウド）にて起業や新商品開発、ボランティアなどの資金調達（ファンディング）を行うものです。

たとえば、英国の Just Giving は資金調達者があるボランティア活動の資金調達のためにマラソンへの出場などのチャレンジを行い、その感動への対価としてネット上で寄付が行われます。また、米国の KICKSTARTER は資金調達者が起業や新商品開発（既存店にはない時計など）の資金調達のために、その新商品の先行、優先購買を行うことができることを条件としてネット上で対価を得ることができます。

特徴としては・・・。

- ① クラウドファンディングのプラットフォーム会社は、資金調達者から手数料収入を得ること。
- ② 資金調達については期間と目標金額が決められていること。
- ③ Facebook などの SNS と連動性が高くなっていること。

### 2. クラウドファンディングの種類

種類は資金提供者への対価によって異なります。また、資金調達者はその資金調達の用途、し易さに合わせて選びます。

- ①投資型（株式型とファンド型）
- ②融資型（ソーシャルレンディング）
- ③購入型
- ④寄付型

※ 日本の場合

	①株式型	①ファンド型	②融資型	③購入型	④寄付型
プラットフォーム	なし	ミュージック セキュリティ ーズ (MS)	Meneo、Aqush、 SBI Social Lending、クラ ウドバンク等	READYFOR ? 、 CAMPFIRE、 Shooting Star 等	Just Giving Japan
対価 (リターン)	起業会社の非 上場の株式等	匿名組合の持 分を取得	匿名組合の持 分を取得	事業に関連した 商品・サービス を提供	なし (感動)
補足	現状、勧誘禁 止	MS の場合、フ ァンド型と寄 付型のハイブ リッド	調達はファン ド、提供は融資		お礼メールな ど

3. クラウドファンディングの法規制

不特定多数から資金調達を行ったり、ネット上で商品を販売 (通信販売となる) しますので、金融商品取引法や特定商取引法、貸金業法などの規制を受けることになります。また、類型ごとに規制している法律が異なってきます。

	①株式型	①ファンド型	②融資型	③購入型	④寄付型
法規制	金融商品取引 法。第一種金 融商品取引業 者の登録	金融商品取引 法。第二種金 融商品取引業 者の登録	金融商品取引 法。第二種金 融商品取引業 者の登録 貸金業法。貸 金業者の登録	特定商取引法 民法上の瑕疵 担保責任 不当景品類及 び不当表示防 止法 消費者契約法	なし
補足	来春、限定解 禁			税務の問題が 生じる可能性	税務の問題が 生じる可能性

※補足の補足

①投資型

株式型は資本金の要件が5000万円以上となっており、ファンド型は資本金の要件が1000万円以上となっております。本年3月、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、これが可決されました (来年、施行)。これにより来春法改正となり、それぞれ資本金の要件が

1000万円以上、500万円以上と引き下げられます。また、非上場株式の勧誘についても、少額（発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下）に限って解禁となります（これが、株式型クラウドファンディングの事実上の解禁に当たります）。

なお、2012年成立の米国のクラウドファンディング法（JOBS法）が株式型のモデルになります。

## ②融資型

資金調達者向けに貸金業の登録が必要になります。この登録の要件としては、純資産が5000万円以上であること、貸金業務取扱主任者がいること、また、法人の場合、常勤の取締役のうちに貸付業務に3年以上従事した経験を有する者がいることなどがあります。

なお、不動産、売掛債権などを担保とします。

## ③購入型

特定商取引法の規制の対象となります。事業者名、代表者氏名、商品の販売価格、商品代引き以外の費用、代金の支払い方法、支払い時期、商品の引渡し時期、返品についての特約事項、注文や返品に対する有効期限についてサイトに表記を行う必要があります。

上記類型のほかもあります。

- ・「地域密着型」です。「FAAVO」です。上記類型でいうと「購入型」になります。
- ・「自治体型」もあります。「Osakaクラウドファンディングプロジェクト」（セキュリテ大阪）です。大阪府が一部補助金を提供し、ミュージックセキュリティーズが運営しています。
- ・「政策支援型」もあります。「Shooting Star」です。
- ・「海外資金調達型」もあります。「COUNTDOWN」です。また、米国の「KICKSTARTER」にチャレンジする資金調達者もいます。

なお、プラットフォームのためのシステム構築パッケージもあります。

## 4. 今後の課題／業界の自主規制など

詐欺等違法行為への審査・対応、情報開示、反社会的勢力の介入阻止、犯罪収益のロンダリング阻止など業界の自主規制や、プラットフォームの格付け、資金提供者の啓蒙（新市場の開拓）などのために、クラウドファンディング協会（2013年秋）や国際クラウドファンディング運用教育研究協会（2014年夏）などが設立されています。

また、日本証券業協会が株式型についての自主規制の方向性をまとめた報告書を公表しています。

## 5. まとめ

- ① クラウドファンディングには類型が複数あります
- ② 類型ごとに法規制が異なります  
来春解禁予定の「株式型」が注目されています

- ③ 展望ですが、今回紹介した以外の類型が増えてきています。また、プラットフォームのためのネットサービスも増えてきています

課題ですが、詐欺的行為や反社会的勢力への備えが不十分です。クラウドファンディングで問題が起きたときは一気に規制強化となるのではないのでしょうか？ そのときには、クラウドファンディング市場の拡大も止まるのではないのでしょうか？ クラウドファンディング普及のために一般への啓蒙と業界における自主規制が重要です。

### 「クラウドファンディングと税務」

- ①投資型（ファンド型）、②寄付型、③購入型の類型それぞれに税務の注意点があります。

①投資型（ファンド型）。個人が資金提供者の場合、リターン（ファンドからの配当）は原則として雑所得または配当所得となります。法人の場合、配当収入として益金算入されます。

②寄付型。個人である資金調達者が個人から寄付を受けた場合、贈与税の対象となります（贈与税は税率が高いです）。しかし、プラットフォームへの手数料は経費となりません（また、プラットフォームへの手数料の相場は20%ぐらいになっています）。資金調達者が法人から寄付を受けた場合、一時所得となります。こちらは、プラットフォームへの手数料が経費となります。法人である資金調達者が寄付を受けた場合、収入として益金となります。

個人が資金提供をした場合、税制上の優遇規定はありません（認定NPO法人に対する資金提供を除く）。法人が資金提供をした場合、寄付金の損金不算入制度の対象となります（しかし、ほとんど経費となりません）。

③購入型。個人でも法人でも（クレジットカード決済にしても会計上及び税務上）資金提供時点において、前受金となり、資金調達者が個人のときは売上として事業所得等の区分に帰属し、法人のときは売上として益金に算入となります。目標額未達にてクラウドファンディングが不調に終わったときが問題になります。なお、資金提供者から見ると個人でも法人でも前渡金となり、同様の問題があります。

資金調達者が個人のときは、その商品・サービスの提供が、事業所得等の必要経費である場合には、売上原価・必要経費に算入します。また、法人のときは、商品・サービスの提供時に売上原価・必要経費として損金算入します。

以上